

○ 周波数割当計画（平成十二年郵政省告示第七百四十六号）の一部を変更する告示案新旧対照表

（二重下線部分が変更箇所）

u003cbr>

変更案				現行			
周波数割当表				周波数割当表			
第2表 27.5MHz～10000MHz				第2表 27.5MHz～10000MHz			
国内分配(MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件	国内分配(MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(4)		(5)	(6)	(4)		(5)	(6)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4900—5000 J 32 J 79	固定	電気通信業務用	固定業務でのこの周波数帯の使用は、平成19年11月30日までに限る。ただし、平成16年総務省告示第六百二十二号により特定公示局を開設することができる地域内における固定業務でのこの周波数帯の使用は、平成17年11月30日までに限る。	4900—5000 J 32 J 79	固定	電気通信業務用	固定業務でのこの周波数帯の使用は、平成19年11月30日までに限る。ただし、平成16年総務省告示第六百二十二号により特定公示局を開設することができる地域内における固定業務でのこの周波数帯の使用は、平成17年11月30日までに限る。
	移動	電気通信業務用（5GHz帯無線アクセスシステム用） <u>公共業務用（5GHz帯無線アクセスシステム用）</u> <u>放送事業用（5GHz帯無線アクセスシステム用）</u> 小電力業務用（5GHz帯無線アクセスシステム用） <u>一般業務用（5GHz帯無線アクセスシステム用）</u>	5GHz帯無線アクセスシステム用への割当ては、別表6-3-8による。		移動 <u>J122A</u>	電気通信業務用（5GHz帯無線アクセスシステム用） 小電力業務用（5GHz帯無線アクセスシステム用）	5GHz帯無線アクセスシステム用への割当ては、別表6-3-8による。
	電波天文				電波天文		
5030—5091 J 89 J 123 C	航空無線航行	公共業務用（MLS用）	MLS用への割当ては、別表2-3による。	5030—5091 J 89 J 123 C <u>J 123 D</u>	航空無線航行	公共業務用（MLS用）	MLS用への割当ては、別表2-3による。
5150—5250 J 124 J 125	固定衛星（地球から宇宙） J 123 F	電気通信業務用 公共業務用		5150—5250 J 124 J 125	固定衛星（地球から宇宙） J 123 F	電気通信業務用 公共業務用	

	移動（航空移動を除く。） J 125 A J 125 B	小電力業務用（小電力データ通信システム用）	小電力データ通信システム用への割当ては、別表 6-3-4 により、その使用は屋内及び航空機内に限る。
5250-5255 J 126 J 127 J 127 A	地球探査衛星（能動） 無線標定 宇宙研究 移動（航空移動を除く。） J 125 A J 127 B	公共業務用 一般業務用 <u>小電力業務用（小電力データ通信システム用）</u>	<u>小電力データ通信システム用</u> への割当ては、別表 6-3-4 により、その使用は屋内に限る。
5255-5350 J 126 J 127 A	地球探査衛星（能動） 無線標定 宇宙研究（能動） 移動（航空移動を除く。） J 125 A J 127 B	公共業務用 一般業務用 <u>小電力業務用（小電力データ通信システム用）</u>	<u>小電力データ通信システム用</u> への割当ては、別表 6-3-4 により、その使用は屋内に限る。
(略)	(略)	(略)	(略)

第 3 表 10GHz-275GHz

国内分配 (GHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(4)		(5)	(6)
(略)	(略)	(略)	(略)
22.14-22.21 J 32	固定 移動（航空移動を除く。）	公共業務用 電気通信業務用 <u>公共業務用</u> <u>放送事業用</u> <u>一般業務用</u>	<u>移動（航空移動を除く。）業務でのこの周波数帯の使用は無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第7条第25号に規定する22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局による使用に限り、当該無線局への割当ては、別表 7-1 による。</u>
22.21-22.5 J 32	地球探査衛星（受動） J 174 電波天文 宇宙研究（受動）		

	移動（航空移動を除く。） J 125 A J 125 B	小電力業務用（小電力データ通信システム用）	小電力データ通信システム用への割当ては、別表 6-3-4 により、その使用は屋内に限る。
5250-5255 J 126 J 127 J 127 A	地球探査衛星（能動） 無線標定 宇宙研究 移動（航空移動を除く。） J 125 A J 127 B	公共業務用 一般業務用 <u>電気通信業務用</u> <u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>	
5255-5350 J 126 J 127 A	地球探査衛星（能動） 無線標定 宇宙研究（能動） 移動（航空移動を除く。） J 125 A J 127 B	公共業務用 一般業務用 <u>電気通信業務用</u> <u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)

第 3 表 10GHz-275GHz

国内分配 (GHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(4)		(5)	(6)
(略)	(略)	(略)	(略)
22.14-22.21 J 32	固定 移動（航空移動を除く。） J 173 A	公共業務用 電気通信業務用（ <u>加入者系無線アクセス通信</u> <u>用</u> ）	<u>加入者系無線アクセス通信</u> への割当ては、別表 7-1 による。
22.21-22.5 J 32	地球探査衛星（受動） J 174 電波天文 宇宙研究（受動）		

	J 174		
	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 <u>公共業務用</u> <u>放送事業用</u> <u>一般業務用</u>	<u>移動（航空移動を除く。）業務でのこの周波数帯の使用は、無線設備規則第7条第25号に規定する22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局による使用に限り、当該無線局への割当ては、別表7-1による。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
22.74-23 J 32	固定 衛星間	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	移動	電気通信業務用 <u>公共業務用</u> <u>放送事業用</u> <u>一般業務用</u>	<u>移動業務でのこの周波数帯の使用は、無線設備規則第7条第25号に規定する22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局による使用に限り、当該無線局への割当ては、別表7-1による。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
25.25-25.5	固定 衛星間 J 177	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	移動	電気通信業務用 <u>公共業務用</u> <u>放送事業用</u> <u>一般業務用</u>	<u>移動業務でのこの周波数帯の使用は、無線設備規則第7条第25号に規定する22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局による使用に限り、当該無線局への割当ては、別表7-1による。</u>
	標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	公共業務用	
25.5-27 J 178	地球探査衛星 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	

	J 174		
	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用（ <u>加入者系無線アクセス通信</u> <u>用</u> ）	<u>加入者系無線アクセス通信用</u> への割当ては、別表7-1による。
	J 173A		
(略)	(略)	(略)	(略)
22.74-23 J 32	固定 衛星間	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	移動 J 173A	電気通信業務用（ <u>加入者系無線アクセス通信</u> <u>用</u> ）	<u>加入者系無線アクセス通信用</u> への割当ては、別表7-1による。
(略)	(略)	(略)	(略)
25.25-25.5	固定 衛星間 J 177	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	移動 J 173A	電気通信業務用（ <u>加入者系無線アクセス通信</u> <u>用</u> ）	<u>加入者系無線アクセス通信用</u> への割当ては、別表7-1による。
	標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	公共業務用	
25.5-27 J 178	地球探査衛星 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	

	固定 衛星間 J 177	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	移動	電気通信業務用 <u>公共業務用</u> <u>放送事業用</u> <u>一般業務用</u>	<u>移動業務でのこの周波数帯の使用は、無線設備規則第7条第25号に規定する22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局による使用に限り、当該無線局への割当ては、別表7-1による。</u>
	宇宙研究（宇宙から地球） J 178	公共業務用 一般業務用	
	<u>標準周波数報時衛星</u> （地球から宇宙）	公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)
38-39.5 J 189	固定	電気通信業務用（PHS用エントランス回線用） 公共業務用 一般業務用	
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	移動	電気通信業務用 <u>公共業務用</u> <u>放送事業用</u> <u>一般業務用</u>	<u>移動業務でのこの周波数帯の使用は、無線設備規則第7条第25号に規定する22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局による使用に限り、当該無線局への割当ては、別表7-1による。</u>
	<u>地球探査衛星</u> （宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J 1 ~ J 122 (略)

J 122A (未使用)

	固定 衛星間 J 177	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	移動 <u>J 173A</u>	電気通信業務用 <u>(加入者系無線アクセス通信用)</u>	<u>加入者系無線アクセス通信用</u> への割当ては、別表7-1による。
	宇宙研究（宇宙から地球） J 178	公共業務用 一般業務用	
	<u>標準周波数報時衛星</u> （地球から宇宙）	公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)
38-39.5 J 189	固定	電気通信業務用（PHS用エントランス回線用） 公共業務用 一般業務用	
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	移動 <u>J 173A</u>	電気通信業務用 <u>(加入者系無線アクセス通信用)</u>	<u>加入者系無線アクセス通信用</u> への割当ては、別表7-1による。
	<u>地球探査衛星</u> （宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J 1 ~ J 122 (略)

J 122A

J 123～J 123 B (略)

J 123 C

5030-5091MHzの周波数帯は、移動業務の5GHz帯無線アクセスシステム（電気通信業務用、公共業務用、放送事業用、小電力業務用及び一般業務用）にも使用することができる。5GHz帯無線アクセスシステムへの割当ては、別表6-3-8によることとし、この周波数帯の使用は、2007年11月30日までに限る。

J 123 D （未使用）

J 124～J 173 (略)

J 173 A （未使用）

J 174～J 210 (略)

別表

- 1 放送関連 (略)
- 2 航空関連 (略)
- 3 海上関連 (略)
- 4 構内無線局関連 (略)
- 5 簡易無線局関連 (略)
- 6 免許を要しない無線局関連

別表6-1-1～別表6-3-3 (略)

別表6-3-4 小電力データ通信システムの無線局の周波数表

2400MHz以上2483.5MHz以下の周波数及び2471MHz以上2497MHz以下の周波数
<u>5170MHz</u> 、 <u>5180MHz</u> 、 <u>5190MHz</u> 、 <u>5200MHz</u> 、 <u>5210MHz</u> 、 <u>5220MHz</u> 、 <u>5230MHz</u>
<u>z</u> 、 <u>5240MHz</u> 、 <u>5260MHz</u> 、 <u>5280MHz</u> 、 <u>5300MHz</u> 、 <u>5320MHz</u>
24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHz

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第10項の認定構造改革特別区域計画に基づく無線アクセスシステム活用事業に係る構造改革特別区域内においては、この周波数帯は、移動業務の5GHz帯無線アクセスシステム（公共業務用、放送事業用及び一般業務用）にも使用することができる。

J 123～J 123 B (略)

J 123 C

5030-5091MHzの周波数帯は、移動業務の5GHz帯無線アクセスシステム（電気通信業務用及び小電力業務用）にも使用することができる。5GHz帯無線アクセスシステムへの割当ては、別表6-3-8によることとし、この周波数帯の使用は、2007年11月30日までに限る。

J 123 D

構造改革特別区域法第4条第10項の認定構造改革特別区域計画に基づく無線アクセスシステム活用事業に係る構造改革特別区域内においては、5030-5091MHzの周波数帯は、移動業務の5GHz帯無線アクセスシステム（公共業務用、放送事業用及び一般業務用）にも使用することができる。5GHz帯無線アクセスシステムへの割当ては、別表6-3-8によることとし、この周波数帯の使用は、2007年11月30日までに限る。

J 124～J 173 (略)

J 173 A

構造改革特別区域法第4条第10項の認定構造改革特別区域計画に基づく無線アクセスシステム活用事業に係る構造改革特別区域内においては、無線アクセス通信（公共業務用、放送事業用及び一般業務用）にも使用することができる。無線アクセス通信用への割当ては、別表7-1による。

J 174～J 210 (略)

別表

- 1 放送関連 (略)
- 2 航空関連 (略)
- 3 海上関連 (略)
- 4 構内無線局関連 (略)
- 5 簡易無線局関連 (略)
- 6 免許を要しない無線局関連

別表6-1-1～別表6-3-3 (略)

別表6-3-4 小電力データ通信システムの無線局の周波数表

2400MHz以上2483.5MHz以下の周波数及び2471MHz以上2497MHz以下の周波数
<u>5170MHz</u> 、 <u>5190MHz</u> 、 <u>5210MHz</u> 、 <u>5230MHz</u>
24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHz

の自然数倍を加えたもの

27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数であって、27.02GHz及び27.02GHzに10MHz

の自然数倍を加えたもの

*印のついた周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

別表6-3-5～別表6-3-8 (略)

7 電気通信業務用関連 (略)

別表7-1 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

表 (略)

8 その他 (略)

の自然数倍を加えたもの

27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数であって、27.02GHz及び27.02GHzに10MHz

の自然数倍を加えたもの

別表6-3-5～別表6-3-8 (略)

7 電気通信業務用関連 (略)

別表7-1 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局で使用する周波数ブロック表

表 (略)

8 その他 (略)